

役員選出 規約

第1条 役員候補者を選出する時には、役員選出委員会を置く。

1. 役員選出委員会は、執行部が行う。その中から互選により選出委員長、選出副委員長を決める。
2. 教職員の中から互選により若干名選出する。
3. 選出委員も役員になる事が出来る。

第2条 立候補等による役員選出に関する規定。

1. 次年度の本部役員に立候補する者は、役員選出委員会が定める期日までに事務所に届け出る。
但し、定数以上立候補がある場合、学年総会にて話し合いの場を設け、まとまらない場合は 公平にクジにて選出する。
2. 立候補者は立候補後、予期せぬ転居や、介護を必要とする事案が発生した場合や、本人が病気療養中でいずれの役職も困難となった場合を除き、学年総会まで辞退はできない。辞退の場合は第17条にかかる各証明、及び必要な書類のコピーを教頭まで提出すること。
3. 本部役員の選出は、執行部として選出し、選出後に役割については話し合い、または抽選にて決め、3月のPTA総会にて承認を受けて決定とする。

第3条 役員選出委員会は、次の方法で選出する。

1. 立候補票による選出。
2. 立候補がない場合は学年総会により選出。
3. 学年総会での当日立候補による選出。
4. 免除項目に該当する者は、第6条における免除届にて免除を申し出ることとする。
5. 第6条8項に該当する者は、介護中又は療養中のいずれかを記入し、上位学年の担任に介護保険被保険者証コピー、各機関の診断書または、療養証明書を添付し免除届けを提出する。但し、発行一年以内のものとする。
6. 教職員からの報告により、選出免除対象者リストを学校で作成し、選出委員会へ提出。免除リストをもって免除とする。（プライバシー保護のため）
7. 立候補者が居ない場合の選出方法は、新6年生の抽選対象者で行う。但し対象者が新6年生にいない場合は、新5年生の抽選対象者で行い、いない場合は新4年、新3年、新2年の順で行う。
8. 上位学年を優先する。役員の定数より抽選の人数が下回る場合は、免除対象者（役員就任免除）も含め選出する事とする。このような状態をリセットと呼ぶ。その場合は、選出対象者への通知は出さない。
9. 第2条の執行部に立候補し抽選の結果落選した者についても免除項目に該当しない者は、全て抽選の対象となる。
10. 学年総会に委任状もなく欠席の場合は、選出委員に一任とみなし、選出の決定に従うこととする。

第4条 学校より代表者2名、会計1名を選出する。

第5条 会計監査委員は執行部が推薦し、総会において承認をもとめる。

第6条 執行役員選出における免除について

以下における条件に該当する世帯は執行役員選出から免除する。

但し、免除世帯が多く選出が困難な場合は、この限りでない。

1. 次年度の中学校、高校の役員に当たっている者
2. 本部役員、育成の校区長、副校区長、中央役員をした者（全子免除）
3. 学級委員の長、副をした者（その一子において免除）
4. 地区委員の長、副をした者（その一子において免除）
5. 学級委員をした者（その一子において該当委員免除）
6. 育成の当番校に当たる年度の書記・会計をした者（その一子において免除）
7. 来年4月1日現在、未就学児の子どもがいる者
8. 介護を必要とされる方が同居、若しくは本人が病氣療養中でいずれの役職も困難な者

第7条 第6条で定める免除項目に該当する者は、各役員・委員をされた就任年度と就任役職名を申し出ることとし、選出委員会が役員名簿で確認する。

第8条 第6条8項で定める免除項目に該当する者は、第3条の第5項で定める方法で免除を申し出ること。各証明書、又はコピーを学校へ提出すること。

第9条 以下の事由は免除対象外とする。

1. 単身家庭
2. 仕事による時間調整不可
3. 転居予定（次年度までに転出しない場合）
4. 子どもが小さいから（免除は未就学児の子どものいる世帯のみ）

第10条 第6条の各選出の免除規定の補足として新学期時点での転居の発生や急病により役職の継続が困難になった場合は以下の通りとする。

1. 急病により各役職の継続が困難になった場合は以下の通りとする。急遽、校区外へ転居した場合は本部・各委員会内で後任選出の検討を行い早急な補充に努める。
2. 1. の場合に後任となった者は、残りの日数に関わらず、その役職に対しての免除の対象とする。
3. 急な傷病により家族の代行も困難な場合は、速やかに後任選出の検討を行い早急な補充に努める。
4. 3. の場合に退任する者が役職を10月末日まで務めた場合は、その役職に対する免除を得られる。また、後任となった者は、残りの日数に関わらず、その役職に対する免除を得られる。
5. 本条項における事態が発生した場合の退任確定条件は、転居については学校の転居届け受理をもって、傷病による場合は、その各証明書、又はコピーを提出し、その受理を持って確定とする。
6. 補充が出来なかった場合は役員内でサポートを行う。

附則

第1条 本規定の改定は全体総会を開催し出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

令和6年4月 改定